

恩恵授受構文の適正使用条件

——「～させていただく」の使役とその恩恵受理を巡って——

仁科 弘之*・鄭企娟**

1. 授受表現

授受動詞とは、いわゆる「(V1)+(て+V2)」の接続形のV2部を担い、「～してもらう」(さらに「～してくれる」)対「～してやる(～してあげる)」のように、V1の表す出来事を授受する意味或いはその含意を表す動詞群である。これらの動詞をもついてV2部の謙譲形を接続することで、「～させていただく」(さらに「～してくれださる」)対「～してさしあげる」のような方向性の対向する表現がえられる。本稿では、この中から、「～してもらう」と「～させていただく」を例に取り、その統語・意味論を考察する。さらに、「～(さ)せていただく」に対して、上記2表現のうちの後者に使役文を埋め込んだ使役恩恵受理構造を提案し、その統語・意味論を提案する。これをもとに、最近、用法の単純化と適用対象の広がりのめざましいこの表現の使用域に適切な語用論的意味制約を考察する。

2. 受理と恩恵受理の「もらう」

動詞を「～て」形接続を取る「(～し) てもらう1」と、「を」格を要求し名詞句を取る「(～を) もらう2」との間には、意味或いはその比喩的意味において類似性がある。

(1) 太郎が花子から本を + (もらっ2) た

* にしな・ひろゆき 埼玉大学教授、理論言語学

** じょん・きよん 文化科学研究科博士課程後期3年、日本語学

この文では、文字通りに「本」が「花子」から「太郎」に(時)空間的に「移動し」ており、主題階層条件によれば、「本」が theme(運動体)、「花子」が source(起点)、「太郎」が goal(目標)にあたる。さらに、「(～を) もらう2」には、「から(起点)」以外に「に(原因)」格の名詞句をとることを容認する母語話者が最近多くなっている。この動詞に類似する、受理を意味する動詞「送る」、「受ける」、「取る」、「える」が「*～が～に (=から) ～を送る」、「*～が～に (=から) ～を受ける」、「*～が～に (=から) ～を取る」、「*?～が～に (=から) ～をえる」のような格フレームを非文とするのとは対照的である。

「てもらう1」ではやりとりはどうなっているか、(2)を見てみよう。

(2) 太郎が花子から[本を(送っ)] + (もらっ1) た

この文では「本を送る」ことを「太郎」が「花子」から「もらっ」ている。但し、この命題内容は出来事であるから実際にそれを授受することは不可能であり、この命題内容を隠喩的に「もらっ」ている。この文においても、「(～を) もらう2」と同様に、「から」以外に「に(原因)」格の名詞句をとる格フレーム「～が～に～してもらう」を容認する母語話者が多くなっている。(2)の埋め込み文部分の命題を復元すると「(花子が)(太郎に)本を送る」となり、(2)では、この

出来事を、隱喻的に、太郎が花子から「もらった」ことになる。山田（2004）は、このような隱喻的に授受される出来事を広く「恩恵」と呼んだ。本稿もこれに従うことにする。つまり、「もらう 1」は節を目的語にとり、その命題の示す出来事を恩恵として受け取ることを意味する。よってこの構文を恩恵受理文とよぶこととする。この構文の統語構造は、Shibatani（1979）の提案した受益文構造に従って、以下のような埋め込み構造をもっと仮定する。

(3) [s₁ 太郎が花子から[s₂(花子が) (太郎に) 本を送つ]てもらった]

さらに、母型文 S₁ と埋め込み節 S₂ に含まれる名詞句の間には次のことが成り立つとする。
(4a)において、母型文の主格名詞句 NP₁ と起点格名詞句 NP₂ がそれぞれ補文の与格名詞句 NP₄ と主格名詞句 NP₃ が等しいならば後者を変形規則で削除する。或いは、空名詞句 PRO の解釈意味論によれば、母型文の主格名詞句 NP₁ と起点格名詞句 NP₂ がそれぞれ補文の与格ゼロ名詞句と主格ゼロ代名詞をコントロールする（同一指示関係にある）と解釈する(4b)。その関係はいずれも C 統御の条件によるものとする。最近の極小理論の成果により削除変形による説明の可能性は減じたと思われるが、空名詞句解釈の必然性については他の機会に譲りたい。本稿ではこの構文の意味論構築に専念する。

(4)a. [s₁NP₁ (が) NP₂ (から)[s₂NP₃(が) NP₄(=) 本を送つ]てもらった]
(if NP₁=NP₄ & NP₂=NP₃)

b. [s₁NP₁(が)NP₂(から)[s₂ [NP₃ e] (が)[NP₄ e](に)本を送つ]てもらった]
(where NP₁=NP₄ & NP₂=NP₃)

この埋め込み構造の表す意味は、「花子が太郎に本を送る」という出来事を恩恵として、太郎が花子から（比喩的に）もらった」ということである。これは、行為を名詞化した行為名詞化形(action nominal)を含む次の文が(2)と同義であることからも裏付けされる。

(5) 太郎が花子から[NP 本の送付]をしてもらった

従って、「～してもらう」構文に次のような恩恵受理構造を仮定する。

(6) [s₁NP₁(が)NP₂(から)[s₂NP₂(が)NP₄(=)X し] てもらう]

「～してもらう」の謙譲語である「～していただく」は、この構造の NP₂ を NP₁ より結果として高めた地位に置きたいときにもちいる。

(7) [s₁NP₁(が)NP₂(から)[s₂NP₂(が) NP₄(=)X し] していただぐ]
(where NP₁ <_R NP₂)

宮島・仁田（1995）では、「～していただぐ」は高めるべき補語（与格名詞句：筆者）を必須とするため、補語を取らない用法は不可能であり、高めるべきでない人物を補語とする場合(8)では不適切な表現となることを指摘している。

(8) *私は両親に空港まで案内していただきました。

ここでは、両親が高められており不適切である。（日本語では、話者は自分の両親を敬称で言及しないのが通常の礼儀である。）しかし、次の例で、主語(B 先輩)が話者(私)より上位者であって

も補語(与格名詞句のC先生)がさらに上位者であれば適切であり、次の例は文法的となる。

- (9a. (A先輩に対して) B先輩は C先生に空港まで案内していただきました。
b. (A先輩に対して) どの先生に空港まで案内していただきましたか。

(9a)に(7)に類似の構造を与えてみる。

- (10) [s₁B先輩がC先生に[s₂C先生が空港までB先輩を案内して]いたいた]
(where B先輩 <_R C先生)

但し、ここでは母型文のNP2が起点格「から」でなく原因を意味する「に」格の名詞句であり、母型文の主語名詞句と同一指示的な補文内の名詞句は与格名詞句ではなく目的格の「B先輩を」になっている。しかし、恩恵受理謙譲構造(10)は(9a)の適切性を正しく説明できることに注目されたい。

3. 恩恵使役受理構文としての「～(さ)せていただく」

菊地(1997)では「～(さ)せていただく」の使い方の個人差や広がりを分析し、次のような4種類の意味に分類した。

- (11)a. (本当に) “恩恵／許しをいただく”場合:
(学生が教師に) すみませんが、先生の本を使わせていただけないでしょうか。
b. “恩恵／許しを得てそうする”と捉えられる場合:
(パーティーの出欠の返事で)
出席させていただきます。
c. “恩恵／許しを得てそうする”と(辛うじ

て) 見立てることが出来る場合:
(結婚式で、新婦の友人のスピーチ)私は新婦と三年間一緒にテニスをさせていただいた田中と申します。

- d. “恩恵／許しを得てそうする”とは全く捉えられない場合:

菊地は(11d)の例として次例を挙げ、

- (12)a. (セールスマンが客に)私どもはこのたび新製品を開発させていただきました…。
b. (近所の人に)私どもは、正月はハワイで過ごさせていただきます。

これらの用法は、(11a)～(11c)の機能とは異質であり、『何かを「する」ことを自分を低めて述べる』だけの用法であると指摘している。このように「与益・使役者」が実証的には存在しない場合に用いられることがある。

宮島・仁田(1995)は、「～(さ)せていただく」構文は、謙譲によって相対的に高めるべき補語(与格名詞句:筆者)が想定できない場合(13)や、高めるべきでない人物を与格名詞とする場合((14)の「両親」)にも使用可能である例を指摘した。

- (13) 私は、八時に特急に乗車させていただきます。
(14) 今からさっそく両親に報告させていただきます。

そして、この用法の「させ(て)」により「被使役者」さらに「いただく」により「受益」の解釈がこの文の主語((13)では「私」、(14)では省略された「私」)に与えられることにより、主語は絶対的に低く位置づけられ、文全体はへりくだりの表現として機能していると述べた。

4. 迷惑の引き替えとしての謙譲

「～(さ) せていただく」では、「させる」の使役の意味から、使役（或いはその弱い形態である許可）の認定者を仮定し、さらにその恩を被使役者が「いただく」という構図によって、被使役者と使役者のあいだに上下のある距離感を創り出し、それを逆行することによって謙譲の意味を引き出す。譲った立場であるので、それを示すために謙譲語を使う場合もあるが、実はそうでもない場合もみられる。次の例文はこの意味で誠に興味深い。

(15) 私は〇〇高校を卒業させていただきました。

この例は特に最近になって特に若い年齢層に使用される例であるが、依然としてこの使用を不適切と見る（年配の）層もある。この文は、もちろん「私は息子が貴校を卒業させていただきました。」のような謙譲の典型的な使用例とは異なっていることに注意されたい。それでも、この文の容認度をあげるための特定の解釈が存在することを指摘しておきたい。もしも、この文の発話者の「私」が、卒業するための成績等について特別な配慮を学校側からうけた結果として卒業が可能になったのであれば、このような言い方はずっと適切になる。さらに次の文に対しては、選択肢の各々の容認度に同意する読者も多いであろう。

(16) 私は {学長/?同僚/*娘} の車を使わせていただきました。

この文の発話環境に、この文の描く世界に現れる人物より目上の者がいないと仮定しよう。その場合には、一般に自分の娘は、自分にとって

目上ではないので謙譲語は使わず、学長が発話者の上位者であれば謙譲は自然な解釈であることになる。もしも、鈴木さんが、発話者の同僚である場合の次の文はどうであろうか。同様の発話環境で考えることにする。

(17) 私は鈴木さんの車を使わせていただきました。

鈴木さんが発話者より目上であり、敬意を表するために謙譲語を用いる通常の場合以外の場合にも、この文の容認可能性が増す状況がある。鈴木さんの車が高級車であり、鈴木さんが貸すこととなかなか承諾してくれなかつた場合にもこの文は使用できるように思われる。この使用法において、発話者（或いは主語）が「迷惑」を相手にかける可能性のあることを見込んでいい。これを「迷惑の予期」の「～(さ) せていただく」と呼ぶことにしよう。しかし、次の文を見てみよう。これも同様の発話環境で考えることにする。

(18) *私は {娘/部下/学生} の車を使わせていただきました。

このように、発話者の目下が関わっている場合には、上でのべた「迷惑の予測」を含意させても、つまりその車が高級車で相手は貸すことを憚っていたとしても、例文の容認度はあがらない。このようにして、この構文の解釈の適切性は、あくまで目上の者に対してものを述べる状況の中での解釈であるということになる。構文(7)の適切な使用的ための意味・語用論的条件を考察してみることにする。

5. 恩恵受理構造

前節でみた宮島・仁田、山田では、「～ていただく」の恩恵授受からみた方向性に着目している。さらに山田（2004）には、恩恵授受構文の膨大で詳細な比較がある。鄭（2008,2009）では、恩恵付与の「～てやる、～てあげる」と恩恵受理の「～てもらう、～てくれる」の対比の中の後者群のなかのとりわけ謙譲語形に位置づけ、そのデータを収集した。

「～てもらう」は、一般にV₁とV₂との「て」形による接続であり、そのバリエーションとして「～ていただく」がある梶井（1998）。これは「～てもらう」の謙譲形である。

筆者は「～てもらう」を[s₁ ... s₂ ... V₁] + V₂ (=もらう)のように、V₂の「もらう」が命題内容をもつ補文（埋め込み文）を目的節として取ると仮定し、さらに、この表現は『S₂の命題内容の出来事を隱喩的に受け取る』ことを意味すると仮定する。もし、この構文において「てもらう」の代わりに「～ていただく」が使用されると、その謙譲性によって『その命題内容に相当する出来事を「ありがたく」受け取る』という意味が生じてくる。このようにして、[s₁ ... s₂ ... V₁] + ていただくは『その命題内容に相当する出来事を「恩として」受け取る』という恩恵受理の意味をもつことを2節でみた。

例文(19a)をみてみよう。この文は補文に与格をとる構文が埋め込まれている恩恵受理構造をもつ。2節で論じた(7)と比較してみると、(7)では母型文の起点格の名詞句と埋め込み文の主格名詞句が同一指示的であったが、(19a)の根底構造(19b)では母型文の与格名詞句と埋め込み文の主格名詞句が同一指示的である。

- (19) a. 僕が鈴木氏に将棋を教えていただく。
b. [s₁AがBに[s₂(Bが) X する]ていただく

く]

- c. [s₁AがBに S₂(の表す命題内容) をいただく]
d. [s₁僕が鈴木氏に [s₂(鈴木氏が) (僕に) 将棋を教える(る)]ていただく]

すなわち、この文の意味は、「いただく」の謙譲性のために、『母型文の主語である「僕」がその与格目的語の「鈴木氏」から「鈴木氏が僕に将棋を教える』という命題（この場合は出来事）を恩恵として受理する』ことになる。

ここで、S₂部分にも再度与格が現れて、母型文の主格（=僕が）と与格（=鈴木氏に）の対と、補文の主格（=鈴木氏が）と与格（=僕に）の対において、それらを占める名詞句が交替していることに着目したい。これは『「将棋を教える』という行為が「鈴木氏」から「僕」に伝授される』ことを、恩恵と再解釈し、その恩恵を「鈴木氏」から「僕」が受理した』ことを確認する文である。この方向の平行性が謙譲文の本質であると筆者らは見ている。このように、補文での出来事の授受と、母型文におけるその恩恵の授受が同方向に揃うときに、「～ていただく」構文の使用は最大限に適切となる。

6. 許可恩恵授受構造

前節では、「～てもらう」の謙譲形としての「～ていただく」を、目的節をとる動詞として分析した。筆者は、「～(さ)せていただく」構文を、使役或いは弱い使役である許可を表す「～させる」文が「～ていただく」文の目的語節として埋め込まれている構造として構成的に分析することを提案する。許可恩恵授受構文「～(さ)せていただく」の根底構造を(20)のように仮定する。なお、「～(さ)せる」の使役分析は Lakoff (1970)に基づく。

- (20) a. [s₁Aが(Bに)[s₂(Bが)(Aに)[s₃(Aが)X
 (す)]させ(る)]ていただく]
 b. [s₁Aが(Bに)S₂(を)いただく]
 c. ... [s₂(Bが)(Aに)S₃させる] ...
 d. [s₁Aが(Bに)[s₂(Bが)(Aに)S₃させ
 (る)]ていただく]

(20c)は、「BがAに対して、「AがXする」ことを許容する」という弱い意味での使役文であるが、これが(20b)のS₂の位置に埋め込まれ、使役全体として(20a)を構成する。ここには使役

(許可) 恩恵授受構文の基本的な意味関係が示されている。この構造によれば、種々の場面での使用の容認可能性の差がこの構造の各項に現れる名詞句の指示物の語用論的な性質の差によって引き起こされていることが説明できる。それは後述することにする。例えば、(21a)の根底構造として、許可の使役文を恩恵授受文に埋め込んだ(21b)のような構造を想定してみる。

- (21)a. (私が(先生に)先生の本を使わせていただ
 く。
 b. [私が(先生に)[(先生が) (私に)][(私が)先生
 の本を使わ]せる]ていただく]

ここで注目すべきことは、小川・前田(2003)の指摘のように (i)許認可者が存在しそこから許可を得た場合と (ii)実際には誰かの許可をもらったわけではないが、その場の人々や関係者の態度があたかも許可を要求したかのように思われる場合とに分かれる。この構文における許可者Bが実際にAに許可を与えている例は3節中では(11a)、(11b)などが典型的である。これらは議論を待つまでもなく文法的であり、意味の変則性も感じられない。他方、(12a)、(12b)、(13)、(14)においては、使役者のBは許可を与えてはいないが、結果的に許可の状況がえられれば適

切な使用法となりそうである。つまり、これらの文では、使役者は文の発話の受取手 (=第二人称)として想定できるが、どの文においても、発話の受取手は実際に許可 (という弱い使役) を行使してはいない。そうであるとするなら、適切に使用された「～(さ)せていただく」構文において、許可の使役構造はどのような意味・語用論的役割を果たしているのだろうか。

「～(さ)せていただく」構文の例文の中には、S₂の「Xする」部分に、さらに与格を伴う授受構造をもったものもみられる。

- (22) [s₁私が(あなたに)[s₂(あなたが)(私に)[s₃(私
 が) (あなたに) 粗品を送ら]せ(る)]ていた
 だく]

灰色部分に示されるように、授受構文には S₂ と S₁ の間にのみならず、S₃ と S₂ の間にも恩恵授受の方向性の対比がある。この場合は、それが逆方向になっている。

- (23) (私が← (あなたが→ (私が→粗品を→あ
 なたに送る)→私にさせる)←あなたに(=から)
 いただく)

このように、最も深く埋め込まれた S₃ にも、方向性を表す与格などによって謙譲の対象者B、すなわち目上の者が現れる使用例が多い。

7. 実例の分析

「～(さ)せていただく」構文は過剰使用されているという指摘があるが実際にはどうであろうか。その使用実態を調べるために通信販売の実例を収集した。さらに、日本語母語話者を対象に、収集した通信販売の実例が「気になるかならないか」と「使ったことがあるかないか」について

てアンケート調査を行った。各例において、前者の問い合わせは言語理解における容認可能性、後者の問い合わせは言語産出における容認可能性として解釈した。両者において、「気にならない」と「使ったことがある」、「気になる」と「使ったことがない」の割合をそれぞれ加算し、その比率 $x/200$ (容認可能度) : $y/200$ (容認不可能度) を容認可能性の尺度の 5 段階の尺度 (OK: 100, ?: 75, ?*: 50, *?: 25, *: 0) 上に割り当てた。えられた容認可能性をもとに、構文の根底構造に現れる各項の語用論的容認可能性条件を考察してみる。

次の文は上記の尺度により容認度が高い実例と判断された。

(24) ?[s₁ 私が(岡本さんに)[s₂(岡本さんが)(私に)[s₃(私が)岡本さんとおつきあい]させ]ていただく]

まず、S₂ の許可 (弱い使役) 構造に着目してみる。「私が岡本さんとおつきあいする」ことを、岡本さんが、私に、させる」許可は、「私が実際に岡本さんとつきあっていることから実際に許可されているとみて問題はない。よって、この使役の主語と目的語の間には実際の使役関係 (ここでは弱い許可関係) があるとみて構わない。さらに、S₂ の上位の S₁ において、この「許可を与えるという恩恵」を、私が、岡本さんに(から) もらっていることが示されている。これも現実の事実と矛盾していない。ここまでには、状況に矛盾するような語用論的な障害は見あたらない。この埋め込み文の上位の S₂ と S₁ のそれぞれにおいて授受構造がみられる。すなわち、S₂ においては、「ーが (主格)」から「ーに (与格)」への許可 (使役) の授受、S₁ においては「ーに=~から (起点格)」から「ーが (主格)」への恩恵の授受である。さらに、S₂ と S₁

のあいだにおいて授受の流れを確認すると、その流れの方向性が以下のように一致している。

(25) (私が← (岡本さんが→(私が岡本さんとおつきあいする)→私にさせる) ←岡本さんに (=から) いただく)

ここにみられる S₂ と S₁ における授受の平行性は一種の語用論的な意味制約であるようである。

次の例をみてみよう。これも上記の尺度により容認度の高かった例である。

(26) ?このシェルーラ (化粧品) の最新バージョンはまだ市場に出ていません。QVC のご覧の皆様に先行販売でご紹介をさせていただいております。

この例文に許可恩恵授受構造を与えてみよう。例文から各文法項に適切な名詞句を補い、埋め込み部分の「Xする」に相当する表現を補ってみよう。まず、例文では母型文の主語 A は省略されているが商品紹介者の「私」である。すると、許可 (の使役) 文における「させる」の使役の対象者の A にも、その目的語節の主語の A にも「私」が当てはまる。同じ目的語節内の動詞句「Xする」には「皆様にこのシェルーラを先行販売でご紹介をする」が当てはまる。許可 (の使役) における許認可者 B は、例文には顕在する「皆様」である。ここでは、「私」は中身を取り出す許可を「皆様」に求めていることになる。全体の構造は次のようになる。

(27) ?[s₁ 私が皆様に [s₂(B 皆様)(私に)[s₃(私が)(皆様に)このシェルーラを先行販売でご紹介を (す)]させ (る)]ていただく]

この構造の文字通りの意味は、『「私が皆様に

この「『このチャーチを先行販売で紹介する』(という許可)を、皆様が、私に、与える』という恩恵を、私が、皆様から受け取ることになる。実際には、視聴者である「皆様」から、「私」は、製品を紹介する許可をえているわけではない(cf.小川・前田の(ii))が、状況的にはその許可を「私」はえているとみることができる。テレビを視聴する(大半の)「皆様」は、意義申し立てをせずに商品紹介を見ており、単にテレビで紹介しているだけなので視聴者はそのために不利益を被ることはない。よって異議申し立てはおこらない。そのような状況の中で紹介者は紹介を既に始めているので、この許可(弱い使役)は許可されているとみても問題なかろう。紹介者は紹介を既に進めながら、そのことを断っているわけである。さらに上記『』内部の「部から、「『私が皆様にこのチャーチを...、紹介する』(という許可)を皆様が私に与える』恩恵を、私が、皆様から、受け取る」全体に及ぶやりとりの流れに着目してみよう。

(28) (S1 私が← (S2 皆様が→(S3 私が→このチャーチを→皆様に...紹介をする)→私にさせる)
←皆様に (=から) いただく)

この例文にも第一の例(24)文と同様に、S1とS2において、許可と恩恵の授受がある。すなわち、S2には「皆様」から「私」への「商品の紹介」の許可(弱い使役)の付与、S1には「皆様」から「私」への、その許可という恩恵の授受関係がなりたつ。さらに、上で見た構造の灰色部分に示されるようにS3とS2にも恩恵授受の流れの方向性があり、この場合は、それがたまたま上位文の流れと逆方向になっている。

8. 「～させていただく」構文の語用論的容認可能性

第一実例の(24)文とこの例文から見るに、おそらく容認可能性を高く保つ語用論的条件として以下の条件が必要であるように思われる。

(29) 「～(さ)せていただく」の語用論的容認可能性条件

(i) S2における許可(弱い使役)の授受関係とS1における、その許可の恩恵の授受関係の間に方向性の平行性がみられる。許可の授受関係が実際に実行されているか、或いは実行されていなくとも、状況によってその默認が認められている。

(ii) S1、S2における恩恵・許可の授受の渡し手(謙譲行為の対象者)か、或いは受取手(謙譲行為の実践者)がS3にも顕在的に現れているなどして、その許可に値する内容がS3に含まれているか、或いはそれが暗黙に含意されているとみなせる状況がある。

以上のような二つの条件により「～(さ)せていただく」構文の容認度は決定されるようと思われる。(24)、(26)の両者の例文において、条件(29i)が要求する授受関係の平行性はみたされている。授受関係の実行については、(24)では、「おつきあい」であるので、それが既に行われていれば、その許可は既に認可されているものと判断して問題がない。(26)では「商品のテレビでの紹介」であるので、許可を実際にとらなくとも実害はないし、テレビを見ていることが既に許可であるともとれる。条件(29ii)が要求するS3における授受関係の受取り手の顕在性は、(24)においては「岡本さんとのおつきあ

い」によりみたされている。この場合「岡本さん」は許可と恩恵の受取手になる。(26)においては「、、(先行販売で)ご紹介する」の「紹介(を)する」という動詞が与格をとる(すなわち、それが格フレームとして要求する)ことにより、そこに省略されている「皆様」(「(皆様に)ご紹介をする」の()部分)を復元できるので、その許可とその許可の恩恵両者の授受の受取手となっている。よってこの条件はみたされている。したがって、(24)文も(26)文も共にその容認可能性が高くなるのである。4節であげた(15)、(16)も同様に、この条件でその容認度を説明できることに注意されたい。(15)では、卒業を許可されたのは「私」である。よって、その卒業の許可という恩恵の受取手に関しては、使役動詞「させる」の与格項として省略されているが潜在している「私」(「Aが私に S3 させる」における)が条件(29ii)におけるその機能をみたしている。このようにして条件(29)によって例文(15)、(17)の容認度の高い場合の解釈も説明される。この場合、謙譲行為が迷惑の引き替えとしてのそれに拡張されている。他方、例文(18)の容認度の低さも、文中の「{娘/部下/学生}の車」の「{娘/部下/学生}」部分が条件(29ii)の「恩恵・許可の授受関係の渡し手(謙譲行為の対象者)」に当たるが、それらが通常は謙譲行為の対象ではないから容認度が低くなる。

S3 と S1 かつ S2 のあいだに平行性がなくとも適正使用ができる。次の例を見てみよう。

- (30) 山田さんにお金をお貸しさせていただく
(31) 山田男爵にお金をお貸し申し上げさせて
 いただく
(32) [s₁ 私が山田さんに [s₂(山田さんが)(私
 に)[s₃(私が)(山田さんに)お金をお貸し]さ
 せ]ていただく]

(31)においては、「私が山田男爵にお金を貸す」という名譽毀損的(?)な迷惑行為を伝えようとしており、それが許容される状況では(31)は十分に容認可能である。このために(29ii)条件において、S3 の S1 と S2 への平行性をさらに要求することはできず、関連性のみを指定しておくこととなった。

参考文献

小川誉子美、前田直子(2003)

『日本語文法練習 敬語を中心とした対人関係の表現—待遇表現上級』スリーエーネットワーク

梶井恵子(1998)

『日本語の機能表現形式—「て形」のすべて(現代語篇)』凡人社

菊地康人(1997)

『変わりゆく「させていただく」』『月刊言語 Vol.26 · No.6』大修館書店

鄭企娟(2008)

『日本語初級教科書における働きかけのモダリティ「～てください」の依頼機能—日韓比較研究—』『ICJLE 2008 第7回日本語教育学国際研究大会プロシーディングズ』

鄭企娟(2009)

『今日の日本語における形態と機能—テレビ通信販売から収集した補助動詞「ていただく」を基に—』『JSAA-ICJLA2009 豪州日本研究学会・日本語国際研究大会 2009 プロシーディングズ』

宮島達夫、仁田義雄 編 (1996)

『日本語類義表現の文法(下)複文・連文編』くろしお出版

山田敏弘(2004)

『日本語のネーファクティブ—「てやる」「てくれる」「もらう」の文法』明治書院

Lakoff, G. 1970

Irregularity in Syntax, Holt Reinhart, and Winston.

Shibatani, M. 1979

“Where Analogical Pattering Fails” in *Papers in Japanese Linguistics 6*.